

志摩市ブロック塀等撤去事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀の組積造の塀(門を含む。)、その他これらに類するものをいう。
- (2) 道路等 道路、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたり継続して利用される土地をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ブロック塀等が定着する土地の所有者又はその世帯構成員
- (2) ブロック塀等が附属する建物の所有者又はその世帯構成員
- (3) ブロック塀等の所有又は管理をする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付対象外とする。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) この要綱に基づき、既に同一の敷地に対し助成金の交付を受けている場合

(助成対象工事)

第4条 助成の対象とする工事は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在し、同一の敷地において、道路等に面しているブロック塀等を全て撤去する工事であること。
- (2) 道路等からの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等を撤去すること又は40センチメートル以下の高さにする工事であること。
- (3) 撤去後他の塀に転換するときは、生垣や金属製フェンス等安全なものにすること。
- (4) ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等を設置する場合は道路等から40センチメートル以下の高さとする。
- (5) 交付決定後に着手する工事であること。
- (6) 市内業者が撤去に係る工事を施工すること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、地中埋設部分及び基礎を除くブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等撤去事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去に要する経費の見積書の写し
- (2) 位置図及び撤去の内容が分かる図面等の書類
- (3) 撤去予定の現場写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、ブロック塀等撤去事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の承認)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」

という。)が、撤去工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、ブロック塀等撤去事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成金の額に変更がないときは、省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定によるブロック塀等撤去事業計画変更(中止)承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認められるときは、ブロック塀等撤去事業助成金交付決定変更(中止)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告及び検査)

第9条 交付決定者は、撤去が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、ブロック塀等撤去事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 撤去に要する経費の領収書の写し
- (2) 撤去完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正に処理されたことを認めたときは、助成金の交付額を確定し、ブロック塀等撤去事業助成金確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、ブロック塀等撤去事業助成金請求書(様式第7号)により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の取消し又は助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、プロ

ック塀等撤去事業助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者にその旨通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。